

長崎大学病院医療安全監査委員会規程

平成29年3月30日

規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の23第1項第9号の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）に設置する長崎大学病院医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療安全管理に関する責任者、医薬品安全管理に関する責任者、医療機器安全管理に関する責任者、安全管理部及び医療事故防止委員会が行う業務の状況について病院長から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。

(2) 必要に応じ、学長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。

(3) 第1号及び第2号に掲げる事項について、その結果を公表すること。

2 学長又は病院長は、前項第2号に規定する意見に基づき、速やかに是正措置を講じ、その結果を委員会に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員3人以上で構成する。

(1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者

(2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（前号に掲げる者を除く。）

(3) その他学長が必要と認めた者

2 前項第1号及び第2号の委員は、本学と利害関係を有しない者（以下「学外委員」という。）を含むものとし、かつ、委員の過半数は、学外委員とする。

3 委員のうち、本学の職員である者は学長が命じ、その他の者は学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第1項第3号に規定する委員の任期は、命じ又は委嘱した学長の任期の終期を超えることはできないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学外委員のうちから学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の公表等)

第6条 学長は、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するとともに、これを公表する。

(開催)

第7条 委員会は、年2回以上開催する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、監査室の協力を得て、病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年3月30日から施行する。